

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 Let's4R実践活動推進事業

[もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-1 4R社会の実現

01 Let's4R実践活動推進事業

施策

1 事業の目的

ごみ減量・リサイクルの家庭での実践活動を推進するため、「生ごみの水切り」、「生ごみの堆肥化」「ミックスペーパー(雑紙)の分別」に取り組む民間団体を支援する。併せて、実践団体と市町村で推進会議を開催し実践活動の拡大を図る。

※4Rとは...リフューズ(断る)、リデュース(減量化)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)

2 事業の内容

(1)実践団体への支援

実施主体	県域レベルの民間団体	
補助期間	3年以内	
補助率等	1/2以内、限度額500千円/年	
補助対象	家庭でできるごみ減量リサイクル実践活動経費 (講習会開催、生ごみの段ボール堆肥化資材費、水切りグッズ等)	
実施予定	H24年度新規	3団体(現在調整中)
	H23年度からの継続団体	4団体(県連合婦人会、JA県中央会等)

(2)推進会議の開催等

ごみ減量・リサイクルについて、市町村の取り組みと連携を図りながら実践活動の拡大を図るため、実践団体と市町村で推進会議等を開催する。

3 事業の現状及び課題

(1)平成22年度、県連合婦人会に対して「ごみ減量効果の検証」を委託。その結果を基に「ごみ減量・リサイクル実践マニュアル」を策定。

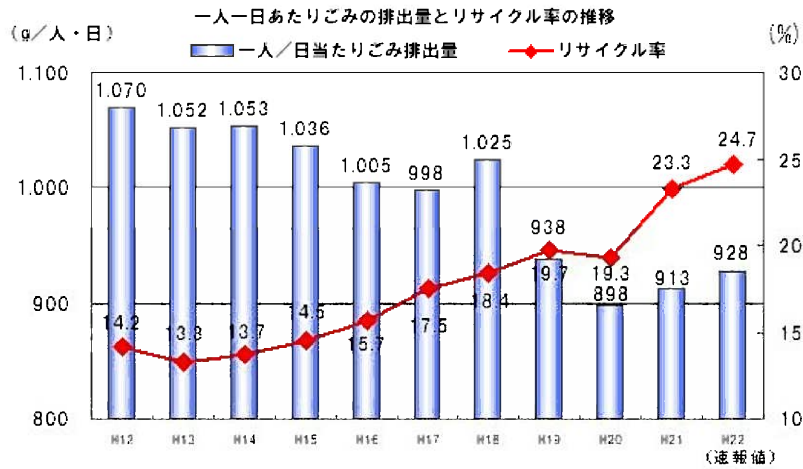
<実践効果>

- ・生ごみの堆肥化⇒約3割減量
- ・生ごみの水切り⇒約2割減量
- ・ミックスペーパーの分別⇒約1割減量

(2)平成23年度、県内4団体(約650人)でマニュアルに基づき、ごみ減量・リサイクル活動を実践。県連合婦人会の実践者が講師として他団体の講習会等に参加。

(3)ごみの現状、ごみ減量リサイクルの具体的な取組方法等について、イベントやパネル展示、県HP等で県民へ情報提供を実施。

(参考)ごみの排出量とリサイクル率の推移



連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 ゼロ・エミッションエリア創造事業

もどる

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

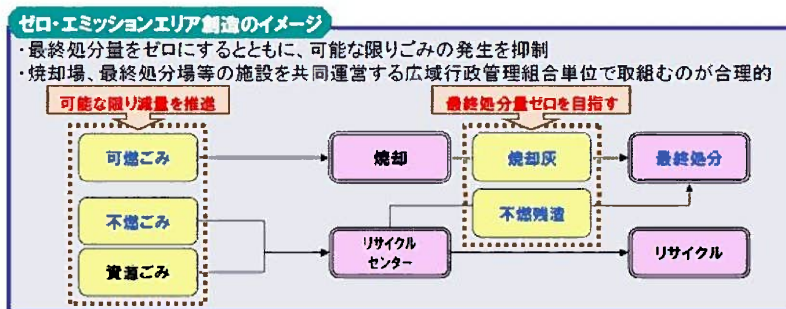
3-1 4R社会の実現

02 ゼロ・エミッションエリア創造事業

施策

1 事業の目的

鳥取中部ふるさと広域連合が行う可燃物や不燃物残渣等の減量・リサイクルを目指したゼロ・エミッションの取組みについて支援し、モデル的な地域循環圏の創出を図る。



※ゼロ・エミッションとは…廃棄物として捨てられているものを有効活用することによって廃棄物の発生量を減らし、燃やしたり埋立てたりすることを極力減らすこと

2 事業の内容

鳥取中部ふるさと広域連合に「ゼロ・エミッション推進検討委員会」を設置し、事業者等のノウハウを生かしながら、ごみ減量・リサイクルの試行やリサイクル技術の検討等を通じてゼロ・エミッションを推進する。

【委員会構成】市町村・事業者・住民代表・学識経験者・県

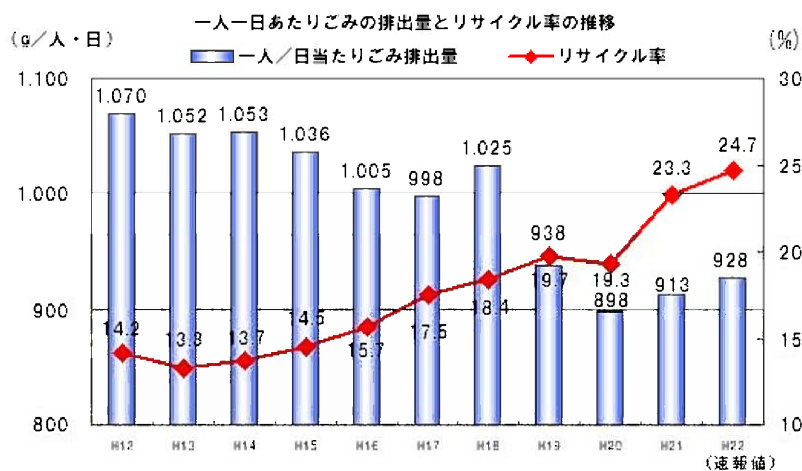
実施主体	○鳥取中部ふるさと広域連合
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルモデルの試行、リサイクル技術の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分している不燃物残渣のリサイクル(小型家電、蛍光管等) ・埋立処分している焼却灰のリサイクル ・排出量の多い可燃物の減量化(生ごみ、紙ごみ等) ○推進に向けたロードマップを検討 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルモデルの費用対効果等の検討 ・リサイクルモデル推進に関する住民意向調査の実施

	⇒H25年度から確立したリサイクルモデルを本格導入
補助対象経費	○リサイクルモデル試行経費 ○ゼロエミッション推進検討経費 (委員会開催経費、先進地事例調査、調査検討委託料 等)
補助率	○1/2

3 事業の現状及び課題

(1)市町村のごみ減量・リサイクルに向けた新たな取組み(湯梨浜町:生ごみリサイクル、伯耆町:紙おむつリサイクル)や、民間団体(連合婦人会等4団体)による家庭でのごみ減量リサイクルの実践活動に対して支援した。
(2)「とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム」において、先進的なリサイクルシステムの構築や排出量の多いごみのリサイクル拡大、リサイクル産業の育成等を検討した。

(参考)ごみの排出量とリサイクル率の推移



連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 ごみ減量リサイクル推進モデル事業

[もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-1 4R社会の実現

03 ごみ減量リサイクル推進モデル事業

施策

1 事業の目的

ごみ減量・リサイクルを推進するため、市町村のモデル的な取組に対して支援を行うとともに、有識者で構成する「外部評価委員会」で事業効果の検証及び普及拡大に向けた検討を行う。

2 事業の内容

(1)市町村モデル支援

実施主体	市町村	
補助期間	3年以内	
補助率等	ハード事業(設備整備費)	補助率:1/3、限度額:20,000千円/3年
	ソフト事業(調査検討費)	補助率:1/2、限度額:1,500千円/年

<実施予定>

市町村	事業内容
八頭町	生ごみの液肥化(H24新規)
湯梨浜町	生ごみの液肥化(H23~)
伯耆町	紙おむつのペレット化(H23~)

(2)外部評価委員会の開催

区分	概要
開催目的	市町村が実施する上記事業について指導・助言等を行うとともに、事業効果の検証等を行い、県内各市町村への普及拡大について検討する。
委員構成	7名(鳥取大学、鳥取環境大学、産業振興機構、県連合婦人会等)
開催回数	3回程度

3 事業の現状及び課題

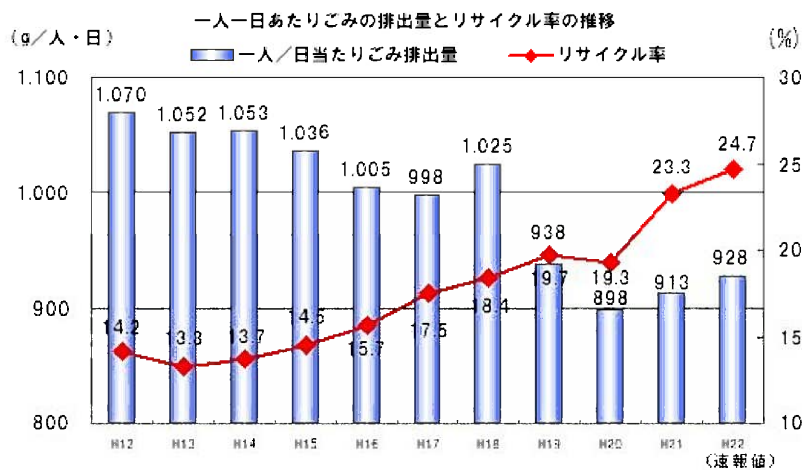
(1)平成23年度から中部及び西部で事業を開始

- ・中部モデル(湯梨浜町):生ごみの液肥化による食品リサイクルループの構築
⇒液肥利用農家の拡大、エコ野菜シールの導入による野菜販売の拡大等を検討
- ・西部モデル(伯耆町):紙おむつの燃料化によるエネルギーの地域循環システム構築
⇒効率的な収集方法やペレットの活用、リサイクルシステムの費用対効果を検討

(2)平成24年度から東部で事業を開始予定

- ・東部モデル(八頭町):生ごみの低コスト収集システム確立による液肥化の取組地区拡大
⇒収集経費低減による未実施地区への拡大を検討

(参考)ごみの排出量とリサイクル率の推移



連絡先


生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 04 建設リサイクル法による再資源化の推進

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-1 4R社会の実現

04 建設リサイクル法による再資源化の推進

施策

1 事業の目的

再資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を促進することにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

建設リサイクル法によるパトロール(直営)

3 事業の現状及び課題

毎年数件ではあるが無届工事や無許可業者による解体工事实施などの摘発事例が出ている。法律の目的・効果等を広くPRしていく必要があると思われる。

連絡先


県土整備部 技術企画課 企画・技術調査担当 電話0857-26-7808

参考URL

鳥取県技術企画課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32672>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 リサイクル産業クラスター形成支援事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

01 リサイクル産業クラスター形成支援事業

施策

1 事業の目的

リサイクル産業クラスターを形成するため、(財)鳥取県産業振興機構におけるリサイクル産業クラスターコーディネーターの設置を支援し、新たなリサイクルビジネスの創出を促進する。

2 事業の内容

(財)鳥取県産業振興機構西部支部にリサイクル産業コーディネーター1名を配置するため、同機構に配置に必要な経費を補助する。

3 事業の現状及び課題

リサイクルビジネスを確立するためには、技術開発から販路開拓までのノウハウを持っている産業振興機構が主体となりサポートする仕組みが必要。

連絡先

商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 リサイクル技術等開発促進事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

02 リサイクル技術等開発促進事業

施策

1 事業の目的

リサイクルビジネスの創出及び新技術・新商品の研究開発等を支援することにより、県内リサイクル産業を活性化させる。

2 事業の内容

(1)リサイクル技術・製品実用化事業

企業、大学等が行う廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに資する技術・製品開発等に助成。

- ・製品開発型 500万円(補助率2/3)×2件
- ・事業化強化型 700万円(補助率2/3)×1件

(2)リサイクル産業活性化事業

県や国等のリサイクルビジネスに係る支援制度等をHPにて紹介

3 事業の現状及び課題

(1)リサイクルビジネスに係る企業等の開発に伴うリスクを軽減し、研究開発意欲を喚起するための支援が必要であり、特許等の先行取得が本県環境産業発展のカギとなっている。

(2)同時にリサイクル技術や製品の開発だけに留まらず、開発成果を活用し事業展開していくことが必要。

連絡先

商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより
「リサイクル技術や製品の開発支援」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27151>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 環境産業整備促進事業

[もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

03 環境産業整備促進事業

施策

1 事業の目的

廃棄物を利活用するための施設・設備等のインフラを整備する企業が金融機関から融資を受ける際に、県から利子補給を行うことで、県内の廃棄物のリサイクルに取り組む企業を支援する。

2 事業の内容

県内廃棄物の適正処理及びリサイクルを行うための施設・設備の整備に係る経費を融資する。

○融資条件

	項目	内容
融資条件	限度額	事業に要する経費で1億円まで(特認2.8億円)
	資金使途	施設・設備の整備費
	期間	10年以内(うち据置2年以内)
	貸付利率	1.66%(変動金利)
	信用保証	全て鳥取県信用保証協会の保証を必要とする。
	信用保証料	年0.45%~1.08%(弾力化料率)
	償還方法	割賦均等償還

3 事業の現状及び課題

県内の廃棄物の再生利用・減量化率は95.3%(平成21年度実績)となっているが、県内最終処分場の残余容量が減少しつつあり、また、管理型最終処分場がないため、一層の減量化及びリサイクルを促進する必要がある。

連絡先

商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより
「環境産業支援資金融資のご案内」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30489>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 04 リサイクル製品普及・販売促進事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

04 リサイクル製品普及・販売促進事業

施策

1 事業の目的

持続可能な循環型社会の構築に必要な「リサイクル推進」の課題の一つである「リサイクル製品の需要」(出口)を確保するため、グリーン商品の認定やリサイクル製品のPRを充実させるなどして販売を促進する。

2 事業の内容

(1)リサイクル製品販売促進事業

ア リサイクル製品の需要を確保するため、県外の展示会・見本市への出展及び展示後のフォローアップ等に要する経費の補助

イ 県認定グリーン商品普及促進事業

(2)安全なリサイクル製品の製造を誘導するため、グリーン商品として認定し、県内外でより多くの需要の確保。

(3)鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の展示会出展経費等への補助、後援。

(4)ホームページによる広報、環境関連イベントへの出展。

3 事業の現状及び課題

県内で製造されるリサイクル製品の多くが公共工事に依存しているが、公共工事の減少などにより、十分な需要が確保できていない。

連絡先

商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 05 リサイクルビジネスモデル支援事業

[もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

05 リサイクルビジネスモデル支援事業

施策

1 事業の目的

優れた技術・製品・計画などを有する県内のリサイクル企業等が、これまで市場性や収益性の面からリサイクルビジネスとしての成立が困難とされた分野において、新たなリサイクルビジネスモデルを創出することを目的とした事業に係る費用を助成

2 事業の内容

○応募資格

県内に所在するリサイクルを行う企業(企業又はその組合をいう。以下同じ。)(新規にリサイクル産業に参入する企業を含む)及びリサイクル機器製造関連企業で、助成対象となる事業を行うもの

○助成対象

補助事業	補助率	限度額
県内のリサイクルを行う企業及びリサイクル機器製造関連企業が行う次の事業。 (1)リサイクルビジネス調査事業 市場動向、競合状況、顧客ニーズ、製品活用、コスト比較等の調査事業及びこれらを含む調査委託事業 (2)トライアル調査実施事業 新しいリサイクルビジネスモデルを構築するための実証実験を行う事業	2/3	200万円

3 事業の現状及び課題

○一定の地域内において新たにリサイクルビジネスを行うには、そのリサイクル対象物の地域内での現状(排出箇所それぞれのサイトでの排出量や現在の処理費用、運搬コストなど)を詳細に把握し、量・コスト等の面でビジネスとして成立する仕組みを作る必要がある。

○また、事業化においては再資源化物の利用箇所の確保(出口対策)が問題となり、再資源化物の販路開拓などには十分な事前調査を行う事が必須。しかし、中小企業にとって経費負担が大きく、十分な調査が出来ていない。

○排出事業者にとっては各企業の既存の分別・廃棄物処理方法を変えることになるため、現況とリサイクルに取り組んだ場合とを比較した説得的なメリットが示されなければ、リサイクル事業者に勧められる分別や機器の積極的導入には至らない。

連絡先

商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより

「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 06 環境ビジネス交流会事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

06 環境ビジネス交流会事業

施策

1 事業の目的

環境ビジネスに多くの企業が参入し、本県の環境と経済を持続的に発展させる。

2 事業の内容

県内の環境ビジネスに関心のある企業(県内外)、団体、個人等と既に取り組を始めている企業、大学、研究機関等との交流を通して、環境ビジネスに新規参入できるよう「環境ビジネス交流会」を開催する。

また、本年度は県内企業を広く紹介することで、ビジネスマッチングや販路開拓を支援する「とっとり産業フェスティバル」との合同開催とする。

(1)開催日 平成24年10月5日(金)～10月6日(土)10時から17時

(2)場所 米子コンベンションセンター

(3)主催 とっとり産業フェスティバル2012(同実行委員会)
環境ビジネス交流会2012(鳥取県)

(4)内容・基調講演
・企業展示会・商談会
・山陰発シーズ発表会
・ポスターセッション
・産学官連携交流会 等

3 事業の現状及び課題

○平成21年度から実施し参加企業や来場者は増えており一定の評価を頂いているものの、出展者からの意見として、「商談に繋がらなかった」「企業からの来訪者が少なかった」といった意見も見られることから、企業に対して魅力ある催事広報が出来ているとは言い難い。

○このため24年度は、市町村を含め企業等に対して更なる来場を促すため、(財)鳥取県産業振興機構主催の個別商談会との連携や、関係機関と連携して関西方面を含む商工団体への招聘案内を行うなど広報面を強化。

○さらに、本交流会のビジネスマッチング機能をより高めるため、県外バイヤーの招致誘導を強化し、出展企業等との新たな商談機会を創出する。

連絡先

商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=143160>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 07 ブラウン管鉛ガラスのリサイクル技術に関する研究

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

07 ブラウン管鉛ガラスのリサイクル技術に関する研究

施策

1 事業の目的

ブラウン管型テレビに含まれる鉛ガラスのリサイクルを進めることを目的として、鉛ガラス中の鉛を分離し、ガラスを無害化するとともに、回収した鉛を金属資源としてリサイクルする技術を確立する。

2 事業の内容

鉛ガラスからの鉛分離技術の確立を目指し、次の研究を行う。

- (1) ガラスの分相現象を利用した新規の分離技術の開発
- (2) 分相剤の回収技術の確立
- (3) 鉛回収技術の確立
- (4) 実証化試験と経済性評価

3 事業の現状及び課題

鉛ガラスからの鉛分離技術に関しては、分相現象を利用した新規の方法により、優れた結果が得られている。また、塩化揮発法等に関しては、熱分析により反応条件の最適化を行っており、今後は、加熱炉により鉛除去試験を実施し、最適な反応条件の検討を進めていく。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話 0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 08 廃小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等の資源化とリスク評価

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

08 廃小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等の資源化とリスク評価

施策

1 事業の目的

小型電気電子製品等からのレアメタル回収による資源循環利用の進め、鉛等の有害物質による環境負荷の低減を図ることを目的とし、新規のリサイクル技術を開発を行い、一般廃棄物のリサイクル率の向上を図る。

2 事業の内容

小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等のリサイクルを進めるために次の研究を行う。

- (1) 廃小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等の実態、及び既存の処理システムにおけるメタル資源等の挙動の把握等の調査。
- (2) 精錬原料として高付加価値化を行うための新規メタル分離・濃縮プロセスの開発

3 事業の現状及び課題

小型電気電子製品には、レアメタル、ベースメタルが集積している。しかし、これらの廃棄物は一般家庭から不燃ごみ等として廃棄され、鉄、アルミ等を除き、レアメタル等はリサイクルされていない。

そこで、現在の小型電気電子製品中のメタル類の排出・処理の実態を把握すると共に、地域で分散的に実施できるレアメタル等の分離・濃縮プロセスの開発を進める必要がある。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話:0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 09 焼却灰・溶融飛灰のリサイクルに関する研究

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

09 焼却灰・溶融飛灰のリサイクルに関する研究

施策

1 事業の目的

一般廃棄物等の焼却処理及び溶融処理により焼却灰、飛灰、溶融飛灰が大量に発生する。そこで、これらの焼却灰等に含まれる重金属類の無害化技術、重金属分離回収技術等の確立を進めると共に、資材化の試作試験を行い、従来リサイクルされていなかった焼却灰等を資源化を進める。

2 事業の内容

- (1) 焼却灰の無害化技術の確立(エージング法、鉛固定化法等)
- (2) 焼却灰の資材化と安全性評価
- (3) 飛灰からの重金属分離技術の確立

3 事業の現状及び課題

一般廃棄物の焼却灰は、主に埋立処分、焼却飛灰、溶融飛灰は、キレート処理により重金属(鉛)を不溶化して埋立処分され、リサイクルされていない。焼却灰等には鉛等の重金属類が含まれており、リサイクルを進めるにはその安全性の確保が重要である。特に、溶融飛灰には亜鉛、鉛等が高濃度に含まれており、金属資源として回収利用も重要となる。

そこで、焼却灰等に含まれる重金属類を無害化あるいは分離回収する技術を確立し、資材としてリサイクルを図ることが必要となる。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話:0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 10 重金属含有ガラスのリサイクル技術に関する研究

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-2 リサイクル産業の振興

10 重金属含有ガラスのリサイクル技術に関する研究

施策

1 事業の目的

液晶・プラズマテレビ等の薄型テレビのパネルガラス等p重金属を含有するためにリサイクルが困難であったガラスを対象とし、含まれる重金属類を分離、無害化することにより、これらのガラスのリサイクル技術を確立する。

2 事業の内容

液晶・プラズマテレビ等の薄型テレビのパネルガラス等の重金属を含有するガラスのリサイクル技術を確立するために次の研究を行う。

- (1) 重金属(As、Sb、Pb、Hg)分離技術の確立(塩化揮発、還元溶融、分相法)
- (2) 無害化されたガラスのリサイクル技術の確立

3 事業の現状及び課題

テレビの需用はブラウン管テレビから薄型テレビに急速に転換し、将来には薄型テレビの排出量が増加する。しかし、薄型テレビのパネルガラスにはヒ素等を含むものがあり、リサイクルを困難なものとしている。

重金属を含むガラスをリサイクルするには、その分離分離技術を確立し、ガラスを無害化することが不可欠である。また、無害化されたガラスのリサイクル技術の確立が不可欠となる。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話:0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 01 再生可能エネルギーの導入促進[再掲(木質バイオマス利用促進)]

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-3 低炭素社会との調和

01 再生可能エネルギーの導入促進[再掲(木質バイオマス利用促進)]

施策

1 事業の目的

再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利用など)の導入促進に取り組むことにより、地域の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止を図る。

2 事業の内容

(1)補助金等による導入支援

ア 家庭用発電設備等導入推進補助金

住宅に太陽光発電システム又は家庭用燃料電池システムを設置する者に助成を行う市町村に対して、補助金による所要経費の支援

イ 非住宅用太陽光発電

中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムで発電した電気の余剰電力売電又は自家消費する場合に、整備費用の一部を支援

ウ 再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援

再生可能エネルギー(風力・小水力・地熱・バイオマス等)を利用した発電(既設発電所の出力アップ含む。)や熱利用を計画する事業者が実施する事業可能性調査に必要な費用を支援

エ 市町村交付金

再生可能エネルギーを導入する個人又は非営利団体に助成を行う市町村並びに市町村立学校に再生可能エネルギーを導入する市町村に対して、市町村交付金により所要経費の支援

(2)情報交流と普及啓発

ア 「鳥取県新エネルギー活用研究会」による産学官の情報交流

イ 太陽光発電、木質バイオマス等の普及啓発

補助金情報の発信、エコフェスタ等のイベントを活用した普及啓発

ウ 県庁関係部局による情報交換、検討

国や各部局の動向の情報交換、次年度率先導入箇所の検討等

3 事業の現状及び課題

23年度までの実績は、大型風力発電、木質バイオマス、太陽光発電の設置が進み、16万8千kWの導入が見込まれている。

引き続き、導入支援、普及啓発等を行う。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 電話0857-26-7895

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「新エネルギー(自然エネルギー)の導入」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17856>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 02 ごみ減量リサイクル推進モデル事業[再掲(紙おむつの資源化)]

[もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-3 低炭素社会との調和

02 ごみ減量リサイクル推進モデル事業[再掲(紙おむつの資源化)]

施策

1 事業の目的

ごみ減量・リサイクルを推進するため、市町村のモデル的な取組に対して支援を行うとともに、有識者で構成する「外部評価委員会」で事業効果の検証及び普及拡大に向けた検討を行う。

2 事業の内容

(1)市町村モデル支援

実施主体	市町村	
補助期間	3年以内	
補助率等	ハード事業(設備整備費)	補助率:1/3、限度額:20,000千円/3年
	ソフト事業(調査検討費)	補助率:1/2、限度額:1,500千円/年

<実施予定>

市町村	事業内容
八頭町	生ごみの液肥化(H24新規)
湯梨浜町	生ごみの液肥化(H23~)
伯耆町	紙おむつのペレット化(H23~)

(2)外部評価委員会の開催

区分	概要
開催目的	市町村が実施する上記事業について指導・助言等を行うとともに、事業効果の検証等を行い、県内他市町村への普及拡大について検討する。
委員構成	7名(鳥取大学、鳥取環境大学、産業振興機構、県連合婦人会等)
開催回数	3回程度

3 事業の現状及び課題

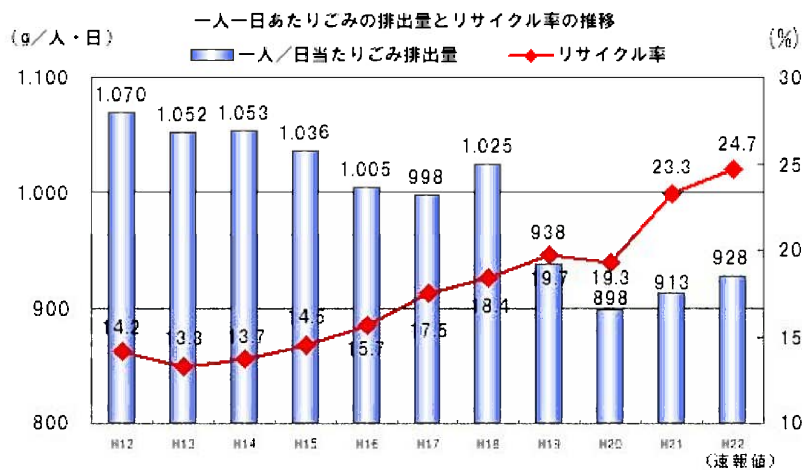
(1)平成23年度から中部及び西部で事業を開始

- ・中部モデル(湯梨浜町):生ごみの液肥化による食品リサイクルループの構築
⇒液肥利用農家の拡大、エコ野菜シールの導入による野菜販売の拡大等を検討
- ・西部モデル(伯耆町):紙おむつの燃料化によるエネルギーの地域循環システム構築
⇒効率的な収集方法やペレットの活用、リサイクルシステムの費用対効果を検討

(2)平成24年度から東部で事業を開始予定

- ・東部モデル(八頭町):生ごみの低コスト収集システム確立による液肥化の取組地区拡大
⇒収集経費低減による未実施地区への拡大を検討

(参考)ごみの排出量とリサイクル率の推移



連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 一般廃棄物適正処理推進事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

01 一般廃棄物適正処理推進事業

施策

1 事業の目的

一般廃棄物の排出を抑制し、分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を適正に行うことにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。

2 事業の内容

- 一般廃棄物処理に係る助言
- 一般廃棄物処理施設整備に係る助言(循環型社会形成推進交付金の活用)
- 容器包装リサイクル法・家電リサイクル法等に関する業務
- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等合理化に関する特別措置法に関する業務
- 一般廃棄物処理事業実態調査業務
- 「一般廃棄物の処理事業の概況」等統計資料の作成

3 事業の現状及び課題

東・中・西部地区において施設整備等の実施が予定されている。

【当面の施設の整備予定】

- ・東部広域:可燃物処理施設整備事業(H23年度生活環境影響評価、基本設計等)
- ・中部広域:廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(H23年度発注仕様書作成支援)
- ・米子市:廃棄物処理施設に関する長寿命化整備計画策定(H23年度長寿命化計画策定)

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物・リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

循環型社会推進課webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 産業廃棄物適正処理推進事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

02 産業廃棄物適正処理推進事業

施策

1 事業の目的

循環型社会を確立するため、

(1) 自主的な取組の推進

排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・リサイクルを積極的に働きかけ、産業廃棄物の排出削減・リサイクルを図る。

(2) 法令による規制の徹底

廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設設置等の許認可を適正に行うとともに、廃棄物処理施設等への立入検査を徹底し、産業 廃棄物の適正処理を確保する。

2 事業の内容

(1) 自主的な取組の推進

・産業廃棄物実態調査により、排出量、リサイクル率、処理方法、将来予測を把握する。

・産業廃棄物実態調査の結果を踏まえ、排出事業者(特に多量排出事業者)に対しきめ細かい減量・リサイクルを働きかける。

(2) 法令による規制の徹底

・廃棄物処理法に基づく許認可申請(廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等)の審査を行う。

・産業廃棄物処理施設等に対する立入検査を実施する。

・廃棄物処理施設に立入検査を実施し、維持管理状況の確認、水質検査を実施する。

3 事業の現状及び課題

・H21年度の排出量は、22年度目標値を10万トン増加しているため、排出量の多い多量排出事業者や建設業者を中心に、排出抑制及びリサイクルアップに向けたきめ細かい指導・助言を行っていく必要がある。

・産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良な排出事業者・処理業者を育成するとともに、廃棄物処理施設等の監視・指導を徹底する必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 PCB廃棄物処理対策推進事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

03 PCB廃棄物処理対策推進事業

施策

1 事業の目的

平成13年6月に「PCB廃棄物特別措置法」が施行されたことに伴い、保管事業者は平成28年7月までにPCB廃棄物を処理することが義務付けられた。

県内のPCB廃棄物については、北九州市の拠点的広域処理施設において処理されることとされており、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

- (1) 独立行政法人環境再生保全機構が設置する中小企業者支援のための基金に資金を拠出
- (2) トランス等の微量PCB汚染の有無に係る調査経費を助成
- (3) 鳥取県PCB廃棄物処理計画の普及啓発
 - ・使用中・保管中のPCB含有電気機器等の実態把握を行う
 - ・PCB廃棄物保管等届出の徹底、適正処理推進のための監視指導を行う
 - ・保管事業者や収集運搬業者に対し保管・運搬基準の遵守、指導を行う
 - ・PCB廃棄物処理施設への効率的かつ安全な搬入体制を確保する
 - ・届出書の縦覧、説明会の開催、ホームページによる普及啓発を行い県民、事業者等の理解の促進を図る

3 事業の現状及び課題

- ・平成13年7月「PCB廃棄物特別措置法」施行
- ・PCB廃棄物保管事業者に平成28年までの処理義務発生 ↓
- ・県内のPCB廃棄物(微量PCB汚染機器を除く)については、日本環境安全事業(株)北九州事業所において処理することとなり処理の周知・推進が必要。
- ・保管中のPCB廃棄物については、適正保管を指導してきており、概ね適切な保管状況。
- ・微量PCB汚染機器については、国が認定する無害化処理施設において処理(現在、全国で4施設)。微量PCB混入機器については把握が十分でなく不適正な処理が行われる懸念があるため、分析経費の助成等により、引き続き把握の促進を図る。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「PCB対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28369>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 04 産業廃棄物最終処分場の設置に向けた取組み(環境管理事業センター支援事業)

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

04 産業廃棄物最終処分場の設置に向けた取組み(環境管理事業センター支援事業)

施策

1 事業の目的

- 平成6年12月、県・市町村・民間が出資して、環境管理事業センターを設立し、今日まで候補地の選定、地元協議など管理型最終処分場の建設に向けて取組んできた。
- 平成18年秋から、センターは新たな候補地において、民間企業と事業提携する方式での処分場建設を目指し民間企業と協議を行ってきた。
- 平成20年5月、センターは新たな管理型最終処分場の候補地を公表、民間企業は事業計画づくりに着手した。
- その後、民間企業が策定した事業計画の点検、協議を現在まで行ってきた。

2 事業の内容

- 産業廃棄物最終処分場の建設に向けて、センターの人的費、運営費等の支援。
- 事業計画の検討について、センターに対して技術的な支援を実施。

3 事業の現状及び課題

- 民間企業の計画案は、経済環境の悪化やリサイクルの進展等による廃棄物の減少、全国的な処理単価の低下に加えて、放流水による周辺の生活環境への影響を懸念する住民の声に対応するための高度な処理等により、多額の赤字が見込まれる。
- センターは、平成23年秋頃までに整備方針を決定することとして、実現可能な事業計画の検討を行っている。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 05 農業用廃棄物適正処理の推進

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

05 農業用廃棄物適正処理の推進

施策

1 事業の目的

農業用使用済プラスチックの不法投棄や野焼きを防止するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理を周知するとともに、使用済プラスチックの仕分けによりリサイクル向けの回収を推進する。

2 事業の内容

- (1) インターネットによる普及啓発
- (2) 処理状況調査の実施

3 事業の現状及び課題

リサイクル率 64.4%(平成23年度)

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農業の適正使用に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 06 畜産農家環境保全指導事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

06 畜産農家環境保全指導事業

施策

1 事業の目的

畜産農家における家畜排せつ物の適正管理の監視・指導による問題発生の低減と、家畜排せつ物の有効利用及び利用促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1)農場からの相談または発生した苦情に対する一般指導の実施
- (2)常習的または悪質な不適正管理の場合の法的措置
- (3)水質検査及び臭気検査の実施と検査結果に基づく指導の実施
- (4)環境保全に関する取り組みを推進するための協議会の開催と研修参加等による情報収集及び提供

3 事業の現状及び課題

- ・畜産農家における苦情発生件数は暫減傾向(平成22年7月～平成23年6月の発生件数13件)
 - ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく勧告、改善命令等の事例はH23年度はなし(全て一般指導の対象)
 - ・毎年度県内十数カ所を目途に畜産関係施設周辺の排水の水質検査及び臭気検査を実施(H23:水質検査12カ所、臭気検査16カ所)
 - ・関係機関との協議会を例年1～2回程度開催(平成23年度は協議会2回、研修会延べ3回実施)

(課題)

- ・苦情発生の原因となっている畜産関係施設は特定の施設に固定化の傾向。特に臭気問題の改善が困難なケースがある。

連絡先

農林水産部 畜産課 衛生環境担当 電話0857-26-7286

参考URL

鳥取県畜産課のwebサイトより

「家畜排せつ物法の概要」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38447>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 07 廃棄物優良事業者支援事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

07 廃棄物優良事業者支援事業

施策

1 事業の目的

産業廃棄物処理業者を対象に法令の重要事項などに関する実践的な研修を行い、処理業者の自主管理体制の充実を図るとともに、排出事業者に対し、産業廃棄物処理のルールや役割等を説明し、排出事業者責任に関する理解を深める。また、廃棄物の適正処理及び4つのRの推進に功績のあった者を表彰するとともに、企業及び県民の意識高揚を図る。

2 事業の内容

(1) 産業廃棄物処理業者実務研修会

○産業廃棄物処理業者を対象に廃棄物に関する知識や新しい制度、情報を提供するための研修を行う。

(2) 循環型社会功労者等表彰

○鳥取県循環型社会推進功労者知事表彰

廃棄物の適正処理や4つのRの推進に功績のあった者を顕彰する。

○循環型社会形成功労者等環境大臣表彰、リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰等の国関係の表彰制度に対し、県が候補者を推薦する。

3 事業の現状及び課題

産業廃棄物の適正処理体制を確保するためには、不適正処理に対する厳格な対応に加え、産業廃棄物処理業者及び排出事業者の質の向上・優良化を図ることが必要。

連絡先

研修会担当: 生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

表彰担当: 生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「～表彰制度のご紹介～」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 08 環境美化対策事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

08 環境美化対策事業

施策

1 事業の目的

県内各地で空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て禁止の呼びかけや清掃活動等の取組が行われているものの、依然としてごみのポイ捨ては後を絶たない状況にある。

ごみのポイ捨ては、基本的に個人のモラルに関わる部分であるため、環境美化に対する一層の意識向上を図るための持続的かつ効果的な普及啓発を実施する。

2 事業の内容

(1) 環境美化キャンペーン

鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく「環境美化推進月間」(9月及び10月)中に開催される各種イベント会場や人通りの多い駅周辺等で啓発活動を実施する。

(2) 環境美化の促進について広報

(3) 広告誌や広告塔等の媒体を活用して啓発を実施するとともに、市町村の美化活動の紹介などにより県民への参加の呼びかけを行う。

3 事業の現状及び課題

○各市町村においても美化活動が盛んに行われ、環境美化に対する意識も年々向上していると考えられる。しかし、空き缶等のポイ捨ての不適正処理が依然として残っていることから、これらのごみを適正に処理(資源化)していくことが必要

○一層の環境美化を促進するため、引き続き県民等へ環境美化について啓発し、市町村に対しては美化活動及び独自条例制定の働きかけをしていく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「県内の環境美化活動の推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27156>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 09 産業廃棄物処理施設紛争予防事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

09 産業廃棄物処理施設紛争予防事業

施策

1 事業の目的

廃棄物処理施設の設置に関する紛争の発生を防ぐため、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、紛争発生時の意見調整等を行う。

2 事業の内容

- (1) 条例に基づく事業者等への指導・助言
必要に応じ、学識経験者等から意見聴取を実施。
- (2) 紛争発生時の意見調整
知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の理解促進、紛争解決を図る
- (3) 廃棄物審議会における調査審議
意見調整結果等の審議

3 事業の現状及び課題

- (1) 手続状況(H24.3.31時点)

平成20年度開始	9件(未了0件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成21年度開始	9件(未了1件)	うち、意見調整に至ったもの1件
平成22年度開始	9件(未了0件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成23年度開始	6件(未了4件)	うち、意見調整に至ったもの0件

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 10 廃棄物不法投棄対策強化事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

10 廃棄物不法投棄対策強化事業

施策

1 事業の目的

産業廃棄物等の不法投棄・不適正処理事案に対して、迅速な現場対応や的確な撤去処理の実施のための体制整備、行政と各種関係機関・県民との連携を通じた取り組みによる不法投棄の解決及び未然防止を推進する。

2 事業の内容

(1) 本庁への警察官、各総合事務所への警察官OBの配置

平成12年から、生活環境部循環型社会推進課に不法投棄担当官として警察官1名、東部・中部・西部の各総合事務所に廃棄物適正処理推進指導員として警察官OBを各1名ずつ配置して、不法投棄対策を推進。

(2) 不法投棄24時間監視カメラと無人警報装置の設置

県内の不法投棄多発地帯に新たに移動式監視カメラ3台を設置するとともに、既存の固定式監視カメラ6機、対人センサー付き無人警報装置8機を引き続き設置。

(3) 普及・啓発活動

- ・警察、自治体、地域住民、産業廃棄物協会等との合同パトロール・不法投棄物撤去活動等を実施。
- ・ヘリコプターによる大規模案件の監視。
- ・海上保安庁との合同シーパトロールを実施。
- ・民間団体との不法投棄通報協定の締結による監視体制の強化
- ・不法投棄防止啓発用マグネットシート等を車両に貼付しての啓発活動を実施

(4) 各種媒体を活用した広報の実施

3 事業の現状及び課題

(1) 不法投棄の発見件数は、平成13年度をピークに減少傾向に転じ、平成17年度からは再び増加傾向にあったが、平成21年度以降は減少に転じている。

(2) 投棄された廃棄物は、生活ごみ、不用品電製品等の一般廃棄物のポイ捨てが約8割で、住民個々のモラルの低下が危惧される。

(3) 不法投棄対策を効果的に実施していくため、重点警戒箇所の指定など市町村や関係団体との連携を一層強めていく必要がある。

(4) 人の目が常時届かない山間部では、今後も、市町村独自の設置を要請するとともに、県も高度な監視カメラの導入を行い、不法投棄撲滅に向けて有効に活用していく必要がある。

(5) 広域的な不法投棄通報・監視活動をより推進するため、「不法投棄の情報提供に関する覚書」を締結している民間団体との連携の充実を図っていく必要がある。

連絡先


生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 11 不法投棄廃棄物処理事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

11 不法投棄廃棄物処理事業

施策

1 事業の目的

私有地に不法投棄された産業廃棄物を市町村の協力を得て迅速かつ適正に処理することで、環境の保全と美化を図る。

2 事業の内容

私有地に不法投棄された投棄者不明の産業廃棄物等の処理を行う市町村に対し、処理経費を支援する。(補助率: 1/2)

3 事業の現状及び課題

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 12 海岸漂着ごみ等処理事業

 [もどる](#)

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

12 海岸漂着ごみ等処理事業

施策

1 事業の目的

県内の海岸における漂着ごみ等を迅速かつ適正に処理することにより、海岸の景観や環境の保全を図る。

2 事業の内容

海岸管理者が実施主体となって、関係市町村等と連携し、公共海岸等の海岸漂着ごみ等の処分等を行う。

3 事業の現状及び課題

(1) 海岸漂着物等処理法の成立

○平成21年7月15日に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の推進に関する法律」(海岸漂着物等処理法)が施行。

当該法では、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることを明記。

↓
海岸管理者としての処理責任の明確化。

(海岸管理者)…海岸法又は他の法令により海岸の土地を管理する者

区 分	海岸管理者	海岸漂着物処理者(実施主体)	
		現 行	法改正後
公共海岸	県	市町村	県
その他	土地所有 市町村	市町村	土地所有 市町村

(2) その他

○平成23年度までは、海岸漂着物等の処理に関する財源措置として、国の「地域グリーンニューディール基金」のメニューに、「海岸漂着物地域対策推進事業」が盛り込まれており、当該基金を活用して事業を実施したところ。(国 10/10)

○当該基金が平成23年度で終了したことから、新たに国に対し財政措置を求めているところ。

連絡先

県土整備部 河川課 水政担当 電話 0857-26-7377

参考URL

鳥取県河川課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

鳥取県空港港湾のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>